

2026 年 10 月 13 日

各 位

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号

東海道リート投資法人

代表者名 執行役員

加藤 貴将

(コード番号：2989)

「第 4 回投資主総会招集ご通知」の一部修正について

東海道リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の「第 4 回投資主総会招集ご通知」（発信日：2026 年 10 月 9 日、電子提供措置の開始日：2026 年 10 月 8 日）の記載事項の一部に誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

修正箇所及び修正内容（下線部分は修正箇所を示します。）

- ① 「第 4 回投資主総会招集ご通知」18 ページ／投資主総会参考書類／第 2 号議案執行役員 1 名選任の件

【修正前】

（前略）

本投資法人は、投信法第 116 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

【修正後】

（前略）

上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、投信法第 116 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を本投資法人と保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填する予定です。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

- ② 「第4回投資主総会招集ご通知」19ページ／投資主総会参考書類／第3号議案監督役員2名選任の件

【修正前】

(前略)

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記監督役員候補者は、いずれも現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、いずれも引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

【修正後】

(前略)

上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を本投資法人と保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填する予定です。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

以 上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokaido-reit.co.jp>